

令和7年度中途入園児童募集のお知らせ（別海保育園）

認定こども園 別海保育園では、**1月中（1/6～1/31）に入園を希望される児童（0歳児クラス）**の追加募集を行います。入園希望の方は下記により申込み手続きを行ってください。
入園申込時に「保育の必要性」の認定を申請し、町から「認定証」の交付を受ける『支給認定』が必要となります。入園の決定は支給認定後に行います。

1 募集施設

別海保育園 ※入園の決定は支給認定後に行います。

2 入園対象児童

令和6年4月2日以降に生まれた児童で、令和8年1月1日現在で生後6か月以上の児童。

※ただし、入園日時点で「保育を必要とする事由」を満たしている場合に限る。（例：1月1日時点で働いている等）

【各園共通】

世帯でこれまでの保育料に未納があるときは、入園決定を行えない場合があります。

3 募集人数

別海保育園 1名

4 募集期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月12日（金）

5 提出書類

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育入園申込書
- 保育を必要とする事由を証明する書類
- その他、必要に応じ町長が定める証明書（該当者のみ）

6 申込書配布および提出場所

福祉課こども・子育て担当、別海保育園

7 保育を必要とする事由

両親が次のいずれかの事由に該当する場合。

- ① 月48時間以上就労している（家庭外労働・家庭内労働）
- ② 産前・産後（出産予定日の8週間前から、出産日から8週目の月末まで）
- ③ 疾病、負傷、精神障害又は身体障害
- ④ 同居親族の介護、看護
- ⑤ 災害復旧（震災・風水害・火災その他の災害により家屋がその損害を受け、その普及にあたっている場合（復旧期間のみ））
- ⑥ 求職活動中（入園後90日以内に就労することが必要）
- ⑦ 就学・職業訓練
- ⑧ 児童虐待・DV（虐待・DVのおそれがある場合）
- ⑨ 育休期間中の特例利用（※在園中の子は、育児休業の対象の子が1歳になる日の属する年度末まで、①から⑧の事由がなくても保育の必要性の認定を受けることができます。）
- ⑩ 町長が上記と同様の状態と認める場合

8 運営内容

- （1）保育時間 月曜日～土曜日 7時30分～18時30分
（保育標準時間11時間以内、保育短時間8時間以内）
- （2）休園日 日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月5日）※自然災害により休園する場合あり
- （3）給食 あり

9 保育料

保護者等の所得状況による課税額を基準に決定します。令和7年度は下表のとおりです。

（1月分から3月分までは令和7年度分課税額により決定します。）

各月初日の児童の所属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）			
階層	定 義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準	短時間	標準	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	0円	0円
第2	町民税非課税世帯	0円	0円		
第3	町民税所得割課税額 48,600円未満	9,700円	9,600円		
第3減	第3階層でひとり親等の世帯	4,500円	4,500円		
第4	町民税所得割課税額 97,000円未満	15,000円	14,800円		
第4減	町民税所得割課税額 77,101円未満でひとり親等の世帯	4,500円	4,500円		
第5	町民税所得割課税額 169,000円未満	22,200円	21,900円		
第6	町民税所得割課税額 301,000円未満	30,500円	30,000円		
第7	町民税所得割課税額 397,000円未満	40,000円	39,400円		
第8	町民税所得割課税額 397,000円以上	52,000円	51,200円		

<多子世帯軽減（保育料の減額）>

町独自で多子世帯への軽減を拡大し、全ての階層区分できょうだいの年齢に関わらず、上から順に第2子半額、第3子無料となります。

10 留意事項

- （1）入園の可否については募集期間終了後1週間程度で通知します。
- （2）提出書類が全て揃った時点での受付となります。募集期間内に揃わない場合は受付できません。
- （3）令和7年1月1日時点、別海町外に住所があった方については、入園決定後に市町村民税の課税状況が確認できる書類が必要となります。（対象者の方には別途通知します。）

11 問合せ先

福祉課こども・子育て担当（TEL0153-74-9642）

別海保育園（TEL0153-75-2726）